

第3部 生活排水対策に係る啓発に関する事項

第4章 生活排水対策に係る

啓発に関する事項

1. 普及啓発活動の基本方針

水をきれいにするためには、公共下水道などの排水処理施設の整備は最も有効的であるが、施設が整備されるまでは、生活排水をそのまま川や海に流し続けることになる。私たち一人ひとりが、汚れの原因となるものを川や海に流さないようにすることが重要である。

また、排水処理施設が整備されたからといって何を流してもよいというものではない。その処理施設の処理限界を超えれば、汚水が川や海に流れてしまう。処理施設の処理能力を十分に発揮させ、きれいな水にして排水するためには、排水処理施設の整備後もやはり汚れの原因となるものを極力流さないようにすることが重要である。

そこで、ソフト対策として、普及啓発活動を推進する。

2. 普及啓発活動実施計画

本計画の策定にあたり、生活排水対策のより効果的な啓発方法を見出すため、市内在住の方を対象に無作為に1000世帯を抽出し、アンケート調査を実施した（詳細は資料編に示す）。

このアンケート調査では、川の汚れの原因が、家庭の台所、洗濯や風呂などの排水であると回答している回答者の割合が高く、家庭で排水対策に取り組んでいる回答者の割合も高い。

しかし、生活排水などの処理方法では、単独浄化槽や汲み取りの回答者の割合が高いことや、合併処理浄化槽を設置している回答者においても、保守点検や清掃など浄化槽の適正な維持管理をしていない回答者の割合が高く、効果的な生活排水対策が行われているとは言えない状況である。

今回の調査から、環境に対する意識を高めていただくための啓発活動や、環境教育はもちろんのこと、各家庭での発生源対策として取り組むべき対策が見出せた。

次に示すとおり啓発活動を実施する。

(1) 環境に対する意識の高揚

市民のみなさんに生活排水対策に関する意識を高めていただくため、啓発活動に取り組む。

① 広報媒体による一般的な啓発活動

② 講習会の実施

河川や伊勢湾の水質状況、家庭での発生源対策についての講習会、廃食用油を使った石けん作り、料理くずをださないエコクッキングの実施など。

③ 各種イベントでの啓発

各種イベントや文化祭での啓発ブース出展、川や海の水質検査や自然観察会。川のそ

じなど。

④その他

目の細かい三角コーナーなど台所での浄化対策用品の使用推進、廃食用油の再利用推進や、川の自浄作用を促進する有用微生物群の活用など。また、川をきれいにする取り組みを行っている団体への協力や支援。

(2) 環境教育の推進

子どもの頃から環境を大切にする気持ちを抱いていただけるように、環境教育に取り組む。

①小・中学校への出前講座

②河川や浜辺、親水施設などでの親子参加型体験を通じた啓発活動（水遊び、生物観察会など）

③環境教育授業の実施

3. 家庭での発生源対策

生活排水は、炊事によって台所から排出される割合が高いため、台所対策を中心に各家庭で次のような発生源対策に取り組む。

(1) 台所での対策

| | |
|---------------|--|
| 汚れた食器 | <ul style="list-style-type: none"> ・洗う前にボロ布、ゴムべらなどで汚れをふきとってから洗う。 ・洗剤は使いすぎないように心がける |
| 三角コーナー・排水口のゴミ | <ul style="list-style-type: none"> ・三角コーナーや排水口には水切りネットや古いストッキングをかぶせる。目の細かい1mm目の三角コーナーやストレーナーを使う（こうすると細かいゴミも流れない）。 ・三角コーナーや排水口にゴミをためずにこまめに捨てる。 |
| 天ぷら油 | <ul style="list-style-type: none"> ・流しには絶対に流さない。 ・廃食用油の再利用制度を活用する。 ・新聞紙やボロ布にしみ込ませるか、市販の凝固剤を利用して固形にしてからゴミとして出す。 ・天ぷら鍋は、ボロ布などでふきとってから洗う。 |
| 米のとぎ汁 | <ul style="list-style-type: none"> ・植木などにまく。 |
| お酒・ビール | <ul style="list-style-type: none"> ・残さないようにする。 ・残したら料理などに利用する。 |
| 調理くず・生ゴミ | <ul style="list-style-type: none"> ・庭に埋めたり、コンポストなどで堆肥にする。 ・生ゴミを粉砕して流すディスポーザーは使わない。 |
| 汁物 | <ul style="list-style-type: none"> ・余らないようにつくる。 ・煮物などはスープや炒め煮などに利用する。 |
| 洗剤 | <ul style="list-style-type: none"> ・適正量を使用し、必要以上に使用しない。 |

(2) 洗濯での対策

石けんや洗剤は大量に使用しないで、適正量を使用する。

(3) 風呂での対策

残り湯は、洗濯や散水などに再利用する。

(4) トイレでの対策

トイレの清掃などを行うときは、ぬるま湯を利用するなどして、塩酸などを含む洗浄剤の使用をなるべく控える。

(5) 浄化槽の適正な管理

浄化槽は、専門業者で定期的な点検（保守点検）と清掃を行い、正しく維持管理するとともに、浄化槽法に基づき定められている法定検査を受検する。

(6) 排水処理施設への切り替え

合併処理浄化槽を設置する。また、公共下水道が整備された場合には、速やかに下水道に接続する。

4. 地域での取り組み

地域ぐるみで側溝や川を定期的に清掃するとともに、住民一人ひとりの心掛けで、川や海などにゴミなど不要物を捨てないようにする。

5. その他の取り組み

(1) 宮川導水事業

勢田川の水質改善のため、平成5年度から宮川のきれいな水を勢田川へ導水している。今後も関係機関と連携し、事業の継続を図る。

(2) 汚濁水路浄化事業

河川への汚濁負荷軽減のため、平成6年度から生活排水により汚濁された幹線排水路に浄化施設を設置してきた。今後も適正な維持管理を行い、事業の継続を図る。

(3) ヘドロ浚渫

河川の水辺環境改善のため、関係機関と連携しながら、ヘドロ浚渫を推進する。